

藤沢市教育振興基本計画の改定について(中間報告)

1 趣旨

藤沢市では、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、教育分野における本市の目指す姿と進むべき方向性を定め、教育に関する施策を総合的・体系的に進めていくため、2011年(平成23年)3月に「藤沢市教育振興基本計画」を策定しました。

その後、2015年(平成27年)3月に、第2期「藤沢市教育振興基本計画」を策定し、施策を推進してきましたが、計画期間が2020年(令和2年)3月に終了することから、今後の教育政策の方向性を見据え、藤沢市教育振興基本計画の改定を行うものです。改定に当たっては、国の「第3期教育振興基本計画」及び「かながわ教育ビジョン」等の関連計画を参酌し、第3期藤沢市教育振興基本計画(以下「第3期計画」という。)として策定してまいります。

2 第3期計画の対象期間

対象期間は、2020年度(令和2年度)から2024年度(令和6年度)までの5年間とします。

3 第3期計画策定に向けたこれまでの経過

- ・第3期計画策定委員会への諮問(5月)
 - ※ 策定委員会の構成: 委員10名(学識経験者2名, 社会教育関係者1名, 地域関係者1名, 保護者1名, 学校関係者5名)
- ・第3期計画策定委員会の開催(5月～8月 4回開催)
- ・第3期計画検討連絡会の開催(6月～7月 3回開催)
 - ※ 検討連絡会の構成: 教育部, 生涯学習部及び子ども青少年部の職員12名
- ・第3期計画策定委員会からの答申(8月)

4 第3期計画策定の方向性

(1) 基本理念及び目標の継承

藤沢市の教育施策を推進するに当たって基本となるものであり、「ふじさわ教育大綱」等、本計画と関連する計画との整合性が図られていることから基本理念及び目標については継承します。

(2) 基本方針及び施策の柱の見直し

第2期計画策定時における主な課題及び社会情勢の変化を踏まえ、新たな課題に対応するために、基本方針及び施策の柱については見直すこととします。

5 第3期藤沢市教育振興基本計画（素案）

別紙のとおり

6 今後の予定

- 9月 ・ 9月市議会定例会：子ども文教常任委員会報告（中間）
- 9～10月 ・ パブリックコメント募集
- 12月 ・ 第3期計画検討連絡会の開催
・ 第3期計画策定委員会の開催
- 2020年（令和2年）
- 2月 ・ 2月市議会定例会：子ども文教常任委員会報告（最終）
- 3月 ・ 市教育委員会定例会にて議案として上程
・ 第3期計画策定

以 上

（事務担当 教育部 教育総務課）